

JAよこすか葉山

国債セット型 定期貯金



お取り扱い期間：令和8年10月1日(木)～令和9年3月31日(水)

期間6か月の自動継続型
スーパー定期貯金

適用金利
年

3.00%

(税引後 2.390%)

預入条件 当JAで個人向け国債または新窓販国債を新規でご購入いただいた方

預入金額 **20万円～** ※国債の新規購入額(額面金額)の3倍を上限といたします。
※新規預入資金および振込資金に限ります。

受取利息 計算例 (令和8年10月1日に作成した場合)

6か月定期(182日) 預入金額 100万円の場合

※ $100\text{万円} \times 3.00\% \times 182\text{日} \div 365\text{日} \times 79.685\%$

約11,920円

作成した日にちにより税引後受取利息の金額は異なります。

詳しくは窓口、または渉外担当者へお問い合わせください。

JAよこすか葉山

武山支店 TEL.856-2111

長井支店 TEL.856-2111

北下浦支店 TEL.848-0611

くりはま支店 TEL.835-0555

衣笠支店 TEL.852-0428

大楠支店 TEL.856-8724

葉山支店 TEL.875-0111

※大楠支店では国債購入のお取り扱いはできません。

【商品概要説明書】

詳しくは窓口、または渉外担当者へお問い合わせください。



商 品 名	● 国債セット型定期貯金 （スーパー定期貯金＜単利型＞で組み入れられます。）
ご利用いただける方	● 個人 ● 当JAで個人向け国債または新窓販国債を新規にご購入いただいた方。
対 象 と な る 国 債	● 個人向け国債・・・変動金利型 10 年満期・固定金利型 5 年満期・固定金利型 3 年満期 ● 新窓販国債・・・10 年固定利付国債・5 年固定利付国債・2 年固定利付国債
期 間	● 6 か月の定型方式 ● 自動継続（元金継続または元利金継続）扱いになります。
預 入 方 法 (1)預 入 方 法 (2)預 入 金 額 (3)預 入 単 位	● 一括預入 ● 20 万円以上 ※国債の新規購入金額（額面金額）の 3 倍を上限といたします。 ● 1 円単位 新規預入資金（※）および振込資金（※）でお預けいただく定期貯金に限りです。 （※）新規預入資金とは、当JA本支店以外からのお預入資金です。 振込資金は、振込日より 1 ヶ月以内に預入れされた資金に限りです。
払 戻 方 法	● 満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 (1)適 用 金 利 (2)利 払 頻 度 (3)計 算 方 法 (4)税 金 (5)金利情報の入手方法	● 預入時の約定利率年 3.00%を満期日まで適用します。 自動継続後は、継続日における期間 6 か月スーパー定期貯金の店頭表示利率となります。 ● 満期日以後に一括して支払います。 ● 付利単位を 1 円として 1 年を 365 日とする日割計算をします。 ● 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）※の分離課税となります。※令和 19 年 12 月 31 日までの適用となります。 ● 金利については店頭のデジタルサイネージに表示しています。
手 数 料	——
付加できる特約事項	● 個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5%を上乗せした利率） ● 個人のお客様はマル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ● 個人のお客様は通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
中 途 解 約 時 の 取 扱 い	● 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 約定した預入期間が 1 か月以上 3 年未満の場合 6 か月未満 ……… 解約日における普通貯金利率
留 意 事 項	【個人向け国債】 ● 国債の利子は、受取時に 20.315% 分の税金が差し引かれます。ただし、「障害者などの非課税貯蓄制度（いわゆるマル優、特別マル優）」の適用を受け、非課税とすることができます。この制度については、税務署などにお問い合わせください。個人向け国債には、その発行から、1 年間の中途換金禁止期間があります。その後は額面金額で中途換金できます。中途換金する場合、額面金額に経過利子相当額を加えた金額から、直前 2 回分の各利子（税引前）相当額 ×0.79685 の中途換金調整額が差し引かれます。直前 2 回分の各利子（税引前）相当額に 0.79685 を乗じているのは、国債の利子の受取時に 20.315% 分の税金が差し引かれているためです。なお、額面金額に経過利子相当額を加えた金額から、中途換金調整額を差し引いた金額が、中途換金した場合における所得税の計算上の収入金額となります。個人向け国債の購入に際しては、購入対価のみをお支払いいただき、手数料はかかりません。個人向け国債のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません。 お取引にあたっては、契約締結前交付書面をよくお読みください。 ● 変動金利型 10 年満期の金利設定における基準金利は、利子計算期間開始日の前月までの最後に行われた 10 年固定利付国債の入札（初回利子については募集期間開始日までの最後に行われた入札）における平均落札利回りです。 ● 固定金利型 5 年・3 年満期の金利設定における基準金利は、募集期間開始日の 2 営業日前において、市場実勢利回りを基に計算した期間 5 年または 3 年の固定利付国債の想定利回りです。 ● 中途換金の特例：災害救助法の適用対象となった大規模な自然災害により被害を受けられた場合、又は保有者本人が亡くなった場合には、中途換金禁止期間に関わらず中途換金できます。 【新窓販国債】 ● 償還期限前に売却する場合は、売却益（損）が出ることがあります。 【よこすか葉山農業協同組合 登録金融機関 関東財務局長（登金）第 338 号】
貯 金 保 険 制 度 （公的制度）	● 保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦 情 処 理 措 置 お よ び 紛 争 解 決 措 置 の 内 容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 JA 本支店またはリスク対策室（電話：046-83-8-5027）にお申し出ください。当 JA では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JA バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 上記当 JA リスク対策室または JA バンク相談所にお申し出ください。 神奈川県弁護士会紛争解決センター（電話：045-211-7716）
そ の 他 参 考 と な る 事 項	● 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

